

議案第 36 号

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成 29 年さいたま市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成 29 年さいたま市条例第 21 号）別表第 3 の規定の適用を受ける者に限る。）をいう。</p> <p>(定数) 第 3 条 教職員の定数は、<u>6, 064 人</u>とする。 2・3 [略]</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（<u>高等学校の事務職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>(定数) 第 3 条 教職員の定数は、<u>5, 981 人</u>とする。 2・3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。